

利用価値の増した 倒産防止共済掛金

中 小企業倒産防止共済制度は、いつ起こるかもしれない「取引先の倒産」というような不測の事態に直面した中小企業に迅速に資金を貸し出しうる独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管する共済制度です。

毎 月20万円以内の掛金を総額が800万円になるまで積み立てるすることができます。また、取引先が倒産した場合に、積立掛金総額の10倍の範囲内（最高8000万円まで）で回収困難な売掛債権等の額以内の貸し付けを受けることができます。

二 これは今年の税制改正後の内容ですが、今年の改正によって、月額掛金と積立限度額が2.5倍に膨らみました。

二 の毎月の共済掛金は全額損金（必要経費）になりますので、最高額の場合年額240万円の費用を数年に亘り創り出せることになります。留意すべきは、損金（必要経費）になるこの掛金が掛け捨てでないことです。本来は積立金であり、掛け捨ての保険ではないにもかかわらず、毎月の掛金は、税法上の損金（法人）または必要経費（個人）に算入できるのです。

解 約は自由です。40ヶ月以上積み立てれば積立金は100%戻ります。ただし無利息です。40ヶ月以内の解約は損をします。倒産防止共済金を掛金の10倍まで利用しても無利息とはなっていますが、貸付金の10分の1の掛金が没収

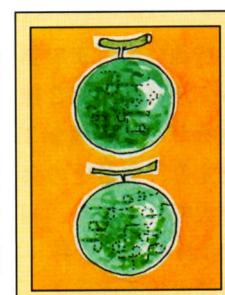
となるので、全体で10%の利息となります。最長期間の5年で返済とすると年利4%に相当します。

す なわち、最高利用額の場合、没収される掛金総額800万円とし、5年間の平均残高を半分の4000万円として、

$$800 \div 4000 \div 5 = 4\%$$
 という概算です。積立金が無利息であることを考慮すると、現況ではやや高すぎる金利かもしれません。純粋に節税商品として利用するのが最も有利な利用法といえます。

掛 金の損金（必要経費）算入は租税特別措置法に規定されていますが、明細書の添付が適用の要件です。法人税の場合は別表十（六）が用意されています。また、積立期間40ヶ月以上経過後の任意解約による積立金の全額返還は益金（収入金額）となるので、解約のタイミングも留意事項と言えます。

4月1日現在の自動車
軽自動車税は
薰風という言葉は与謝蕪村
が使い、以降多くの俳人が
使うようになりました。
5月立夏、
21日小満。
車輻自動車を4月2日以
降に売却した場合でも、納
地方税です。
なお、所有していた自動
車の所有者に課される
税通知書は4月1日現在の
所有者に送付されます。



是は是、非は非にして置き、
生は生、死は死、花は花、
水は水、草は草、土は土

(室町時代の僧)

休

5月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○4月分個人住民税特別徴収分の納付	
○特別農業所得者の承認申請	17日	○3月決算法人の確定申告	
○3月決算法人の確定申告	31日	○9月決算法人の中間（予定）申告	
○9月決算法人の中間（予定）申告	ク ク ク	○鉱区税の納付	
○所得税確定申告の延納申請分の納付		○自動車税の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。